

近畿大学医学部 Faculty Development (FD) 委員会規程

制定 平成30年2月24日

(設置)

第1条 近畿大学医学部カリキュラム委員会の下に、Faculty Development (以下FD) 委員会 (以下「委員会」) を置く。

(目的)

第2条 委員会は、近畿大学医学部におけるFD・SDに関する基本方針に基づいて、本学部における教員への教育方針の周知、および、教員の教育能力の向上のための企画の立案・開催を適切に実施する目的で設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ① 教員への教育方針の周知のための企画の立案および開催
- ② 教員の教育能力向上のための企画の立案および開催
- ③ カリキュラム委員会などにより諮問された教育関連企画に関する事項
- ④ 開催されたFDに関するデータ収集
- ⑤ その他、教育関連企画に関して審議が必要な全ての事項

(委員の構成)

第4条 委員会の構成委員は以下の如く定める。また、必要に応じて専任教員以外の者を委員として加えることができる。さらに、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

カリキュラム委員会副委員長 (FD担当責任者)

カリキュラム委員会委員から若干名 (カリキュラム委員会委員長が指名)

学務課担当者

(委員長)

第5条 委員長はカリキュラム委員会副委員長とする。

(関連事案)

第6条 カリキュラム委員会の下にある他の委員会 (臨床実習委員会) と共に検討すべき事案については、合同委員会を開催するなどして審議することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課がこれを担当する。

(議事録)

第8条 委員会の開催ごとに議事録を作成する。議事録には、次に掲げる事項について記録する。なお、電子メールを介した電子メール会議の開催も認める。

- (1) 委員会開催日時及び場所
- (2) 出席者 (メール共有者) 氏名
- (3) 審議事項と審議内容

(4) 決定事項

(5) 議事録確認者（委員長）名

（委員会結果の報告）

第9条 委員長は、委員会の審議結果をカリキュラム委員会で報告し、審議の上承認を得る。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

令和7年 6月18日 改正